



高松市監査委員告示第27号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年11月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	大	西		智
同	山	下		誠

令和5年度

監査結果報告書（定期監査・行政監査）



瀬戸内海（屋島）

高松市監査委員

令和5年度定期監査・行政監査の結果について

1 監査基準への準拠

令和5年度の定期監査及び行政監査は、高松市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

定期監査：財務に関する事務の執行

行政監査：行政事務の執行

3 監査の対象

創造都市推進局

4 監査の着眼点

(1) 定期監査及び行政監査

令和4年度及び5年度の財務に関する事務の執行及び行政事務の執行が、法令等に基づき、適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化等に努めているかなどを主眼として、監査を実施した。

(2) 重点取組事項 「ユニバーサルデザインの考え方に基づいた情報提供等について」

公共施設での案内表示等について、「高松市ユニバーサルデザイン基本方針」等の考え方に基づき、効果的・効率的に運営されているかなどを検証するため、次の点を主な主眼として行政監査を実施した。（実施状況は、15ページ参照）

ア 情報提供の目的及び対象は明確か。

イ 表示は、利用者に配慮したわかりやすいものとなっているか。

ウ 表示は、対象者に対し適切に行われているか。

エ 適切に管理されているか。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、対象局から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局ほか

(2) 実施日程 令和5年8月21日から11月8日まで

7 監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

今後とも、市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

また、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

所管課等		指摘	意見	合計
創造都市推進局	創造都市推進局	—	1	1
	農林水産課	1	—	1
	土地改良課	1	1	2
	市場管理課	1	1	2
	文化芸術振興課	1	—	1
	文化財課	1	1	2
	スポーツ振興課	1	1	2
合計		6	5	11

※指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。



事情聴取（令和5年11月8日実施）の状況

令和5年度定期監査・行政監査結果一覧

結果No.	区分	項目	公表文該当ページ	所管課等	
1	意見	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について	P4	創造都市推進局	創造都市推進局
2	指摘	個人情報の適正な取扱いについて	P5		農林水産課
3	指摘	法定外公共物占用料の徴収に係る適正な事務処理について	P6		土地改良課
4	意見	交付金に係る実績確認について	P7		
5	指摘	契約に係る適正な事務処理について	P8		市場管理課
6	意見	発注簿等による一者随意契約での業者選定について	P9		
7	指摘	補助金の適正な交付事務について	P10		文化芸術振興課
8	指摘	補助金の適正な交付事務について	P11		文化財課
9	意見	文化財建造物等修繕に係る契約事務処理について	P12		
10	指摘	公有財産の適正な事務処理について	P13		
11	意見	発注簿等による施設修繕工事の業者選定について	P14		スポーツ振興課

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

令和5年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

令和5年11月30日

所管課等

創造都市推進局

区分

意見

意見の項目

附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について

意見を付す理由

令和5年10月1日現在の創造都市推進局内各所属が担当している附属機関等に係るホームページの掲載内容について確認したところ、附属機関等ホームページ掲載マニュアルにおいて、必須項目とされている掲載内容がないものや、内容が更新されていないものなどが散見された。（産業振興課、観光交流課、文化財課、美術課）

意見

附属機関等に係るホームページ掲載については、附属機関等ホームページ掲載マニュアルに基づき、情報が適時適切に更新され、その正確性を常時確保するための方策について検討されたい。

根拠法令・通知等

附属機関等ホームページ掲載マニュアル

内容

2 掲載内容
 (1) 附属機関等の概要
 (2) 根拠規定
 (3) 委員名簿
 (4) 会議の開催結果
 (5) 策定計画関係
 (6) 分科会、専門部会関係
 (7) 上記以外であって掲載が必要なもの
 (1)～(4)は必須項目、(5)～(7)は任意項目

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

令和5年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

令和5年11月30日

所管課等

農林水産課

区分

指摘

指摘の項目

個人情報の適正な取扱いについて

指摘する理由

令和4年度家畜伝染病予防対策用消毒マット配達事業業務委託について、受注者から提出された再委託承認申請書の「委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに委託先に対する管理及び監督の方法」の欄が未記入のまま、再委託を承認していた。

指摘

個人情報を取り扱う委託業務については、受注者に対し、「個人情報取扱特記事項」を遵守するよう求めるとともに、所属内においても、委託先及び再委託先で個人情報が適正に取り扱われるよう、管理・監督を徹底されたい。

根拠法令・通知等

個人情報取扱特記事項

内容

(再委託)
第8条 受注者は、個人情報を自ら取り扱うものとし、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
2 受注者は、前項ただし書に規定する承認を得ようとする場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する方策並びに個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託をする前に、書面により発注者に申請しなければならない。

定期監査・行政監査結果

結果No.	No.3
-------	------

監査実施年度／対象局等	令和5年度／創造都市推進局
-------------	---------------

告示番号	高松市監査委員告示第27号	告示日	令和5年11月30日
所管課等	土地改良課	区分	指摘
指摘の項目	法定外公共物占用料の徴収に係る適正な事務処理について		
指摘する理由	法定外公共物（農道及び水路）の占用等の許可事務において、許可に係る占用料を徴収するため、許可する者に対して、納入通知書を交付しているが、その交付前に主管課確認済印を押印することにより、実質的に納期限が無いものとして交付していた。		

指摘	法定外公共物占用料の徴収事務については、納期限内の納付を前提とした納入通知書を交付した上で、納付状況の確認及び督促の処理を実施するなど、適正な徴収事務処理を行われたい。
----	--

根拠法令・通知等	高松市法定外公共物管理条例
内容	（占用料の徴収方法） 第9条 占用料は、第4条第1項の許可を受けた日から1月以内に一括して徴収する。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合の占用料については、毎年度、当該年度分を4月30日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日）までに徴収する。
根拠法令・通知等	高松市会計規則
内容	（滞納金の督促） 第40条 歳入を納期限までに納めない者があるときは、法令その他の定めがある場合を除くほか、その者に督促状を発しなければならない。
根拠法令・通知等	高松市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例
内容	第1条 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の収入（以下「税外収入金」という。）を、納期限までに完納しないものがあるときは、法令その他に別段の定めのあるもののほか、この条例により督促料及び延滞金を徴収する。 第2条 税外収入金を納期限までに完納しないものがあるときは、市長は納期後20日以内に納付の期限を指定して督促状を発しなければならない。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

令和5年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

令和5年11月30日

所管課等

土地改良課

区分

意見

意見の項目

交付金に係る実績確認について

意見を付す理由

高松市多面的機能支払交付金（国費・県費・市費を含む。）の実績確認については、本市の要綱では、「実績報告書」に各事業費の根拠となる支払経費等の確認資料等の添付を規定しているが、事業実施主体である活動組織から、その資料等が提出されていなかった。
その一方で、市から県に報告するため、別途、活動組織から市に提出された「実施状況報告書」（国の要綱等に規定）に添付された、支払経費等の確認資料等により、実績確認を行っていた。

意見

本市の要綱に規定する「実績報告書」に確認資料等を添付することによる実績確認については、活動組織及び所管課の事務負担も考慮した上で、適正かつ効率的に実施できるよう、検討されたい。

根拠法令・通知等

高松市多面的機能支払交付金交付要綱

内容

様式第4号（第8条関係）
多面的機能支払交付金実績報告書
5 収支精算
注2 添付書類として、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局等

令和5年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

令和5年11月30日

所管課等

市場管理課

区分

指摘

指摘の項目

契約に係る適正な事務処理について

指摘する理由

契約に係る事務処理について、以下のとおり、不適切な事案が見受けられた。
 (1) 業務委託の見積書について、押印に代わる責任者及び担当者の氏名の記載がないにもかかわらず、有効なものとしていた。
 (2) 業務委託に係る請書の提出日が、業者決定の日から10日を超えていた。
 (3) 修繕工事に係る業者選定について、本市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載のある業者に適格業者がいるにもかかわらず、認識を誤っていたため、名簿登載外の業者を選定していた。
 (4) 修繕工事の発注簿処理について、同一業者であるにもかかわらず、異なる業者名で管理台帳を作成していたため、集中度の表示に誤りがあった。

指摘

契約事務については、関係法令等に基づき適正に執行するとともに、所属内における適切な審査体制を構築されたい。

根拠法令・通知等

押印の義務付け廃止後における入札及び見積の公表文について

内容

1 入札書及び見積書に係る押印の代替措置の通知について
 責任者の氏名、担当者の氏名、電話番号の記載の一部がない場合も無効になります。

根拠法令・通知等

高松市契約規則

内容

(契約書の作成)
 第20条 市長は、契約を締結しようとするときは、契約者が決定した日から10日以内に次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。
 (契約書作成の省略)
 第21条
 2 前項の規定により契約書の作成を省略した場合においては、契約に必要な事項を記載した請書その他これに準ずる書類を提出させなければならない。

根拠法令・通知等

発注簿等財務処理要領

内容

4 発注簿等に係る財務処理に当たっての留意事項
 (4) 市の入札参加資格者名簿に登載されている業者に発注しなければならない。ただし、専決者である課長が当該名簿に登載された者のうちから指名することが困難であると認められるときは、この限りでない。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局等

令和5年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

令和5年11月30日

所管課等

市場管理課

区分

意見

意見の項目

発注簿等による一者随意契約での業者選定について

意見を付す理由

中央卸売市場の施設修繕工事について、迅速な対応が可能である業者が少ないことなどを理由に、一部の業者に対して、偏った発注をしていた事案が散見された。

意見

業者選定に当たっては、一部の業者に偏重することなく、受注可能な業者が均等に受注機会を得られるよう、契約手続の公平性や透明性の確保に努められたい。

根拠法令・通知等

発注簿等財務処理要領

内容

4 発注簿等に係る財務処理に当たっての留意事項
 (5) 業者の選定に当たっては、一部の業者に偏重することなく、中小業者の保護助長に留意し、特に不利益又は不公平とならないようにしなければならない。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局等

令和5年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

令和5年11月30日

所管課等

文化芸術振興課

区分

指摘

指摘の項目

補助金の適正な交付事務について

指摘する理由

高松市文化芸術活動補助金の交付事務について、以下のとおり、不適切な事案が見受けられた。
 (1) 当該補助金の交付額を算定するに当たり、補助率を乗することとしているが、この補助率については、申請書が出揃った後に決定する仕組みとなっており、事前に申請者が補助金額を算出することが不可能なことから、募集要項において、申請書等の補助金額欄を空白のまま提出するよう求め、申請者が自ら補助金額を算出することなく、本市で算出した額で補助金を交付していた。
 (2) 補助事業者から提出された収支決算書、着手届、完了届等について、行政文書として、適切な保管ができていなかった。
 (3) 着手届は、事業着手後、直ちに提出すべきものであるが、募集要項において、補助事業者へ事業終了後に提出するよう記載していた。

指摘

補助金の交付申請においては、申請者が補助金額を自ら算出し、記載することが可能となるよう、当該補助制度の抜本的な見直しを行うことなども含め、適正な補助金交付事務が執行されるよう改めるとともに、所属内における適切な審査体制を構築されたい。

根拠法令・通知等

高松市行政文書管理規程

内容

別表第3（第32条関係）
行政文書保存期間基準表

該当する行政文書の区分	保存期間
14 収入・支出に関する行政文書で、5年を超えて保存する必要があるもの	10年

根拠法令・通知等

高松市補助金等交付規則

内容

様式第3号（第5条関係）
補助金等交付決定通知書
4 交付条件

(2) 補助事業等に着手したときは補助事業等着手届（様式第4号）を、当該補助事業等が完了したときは補助事業等完了届（様式第5号）を直ちに市長に提出しなければなりません。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局等

令和5年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

令和5年11月30日

所管課等

文化財課

区分

指摘

指摘の項目

補助金の適正な交付事務について

指摘する理由

「大石神社のムクノキ管理事業補助金」及び「十河城跡管理事業補助金」については、実績報告書に、補助事業対象外の内容や収支金額が含まれているなど、その事業内容に不明瞭なものが見受けられた。
また、令和4年度に発生した余剰金を、積立金として処理し、市へ返還していなかった。

指摘

補助事業については、高松市補助金等交付規則に基づき、その事業内容を精査するとともに、当該年度に余剰金が発生した場合は、本市へ返還するよう、適正に事務処理されたい。

根拠法令・通知等

高松市補助金等交付規則

内容

様式第3号（第5条関係）
補助金等交付決定通知書
4 交付条件
（1）この補助金等は、高松市補助金等交付規則に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。

根拠法令・通知等

地方自治法

内容

（会計年度及びその独立の原則）
第208条
2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
（予算の執行及び事故繰越し）
第220条
3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局等

令和5年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

令和5年11月30日

所管課等

文化財課

区分

意見

意見の項目

文化財建造物等修繕に係る契約事務処理について

意見を付す理由

文化財建造物等における修繕工事については、当該文化財に精通した特定の業者に施工が限られるものの、当該業者のみから徴取した参考見積金額と同額を予定価格として設定した上で、複数業者による見積徴取により、予定価格と同額の見積書を提出した当該業者と契約しているなど、契約事務処理に整合性を欠く事案が散見された。

意見

工事における契約事務処理については、工事内容の性質や目的を熟知した上で、競争に付することができるものと、特殊な技術等を要するため、施工者が限られ競争見積に適さないものとを明確にし、契約過程において公平性が欠けることのないよう取り扱うとともに、競争見積を行う場合は、複数業者からの参考見積により、適正な予定価格を設定するよう取り組むことなどについて、検討されたい。

根拠法令・通知等

契約事務のポイント 1p

内容

案件設定の検討例（1）
（6）参考見積の徴取
市内企業で履行可能な案件は、原則として市内企業から見積徴取。徴取先は原則、3者以上とすること。

根拠法令・通知等

高松市随意契約ガイドライン

内容

2 工事（測量・設計コンサル及び監理業務を含む。以下同じ。）
（1）契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをする場合（施行令第2号関係）
ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
（イ）文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.10

監査実施年度／対象局等

令和5年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

令和5年11月30日

所管課等

スポーツ振興課

区分

指摘

指摘の項目

公有財産の適正な事務処理について

指摘する理由

香川町大野河川敷運動場倉庫については、所有者や権利関係が不明確なことを理由に公有財産登録を行わないまま、毎年度、同一の使用申請者から、特に根拠規定等がない「行政財産使用承認申請書」が提出され、当該使用申請者に、本市の行政財産として「使用承認」を行っている。

指摘

当該倉庫の所有者や権利関係を明らかにし、本市の財産であるのかどうかを確定した上で、適正な事務処理を行われたい。

根拠法令・通知等

高松市公有財産事務取扱規則

内容

(公有財産台帳)
第18条 市長及び教育委員会は、それぞれ所管に属する公有財産について、公有財産台帳を備え、必要な事項を記載し、変動があった場合においては、その都度修正しなければならない。
(行政財産の目的外使用許可)
第26条 公有財産管理者は、法第238条の4第7項の規定により、その管理する行政財産を使用させようとするときは、使用申請者に行政財産使用許可申請書を提出させ、その内容を審査し、使用を許可する場合は、市長の決裁を受け、使用許可書を当該使用申請者に交付しなければならない。
2 公有財産管理者は、行政財産使用許可台帳を調製しなければならない。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.11

監査実施年度／対象局等

令和5年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

令和5年11月30日

所管課等

スポーツ振興課

区分

意見

意見の項目

発注簿等による施設修繕工事の業者選定について

意見を付す理由

市内小学校の防球ネット修繕工事に係る見積業者選定については、2者又は3者から見積書を徴しているが、施工可能な市内企業が存在しているにもかかわらず、準市内企業を含めて選定していた事案が散見された。

意見

業者選定に当たっては、原則として、市内企業のうちから、適格業者を選定するとともに、一部の業者に偏重することなく、受注可能な業者が均等に受注機会を得られるよう、契約手続の公平性や透明性の確保に努められたい。

根拠法令・通知等

見積合せと指名競争入札との比較表 6p

内容

○指名業者等の選定
 (1) 市内企業優先と受注機会の均等
 ア 業者選定に当たっては、特別な事情がある場合を除き、原則として、市内企業のうちから、適格業者を選定すること。

根拠法令・通知等

発注簿等財務処理要領

内容

4 発注簿等に係る財務処理に当たっての留意事項
 (5) 業者の選定に当たっては、一部の業者に偏重することなく、中小業者の保護助長に留意し、特に不利益又は不公平とならないようにしなければならない。

行政監査（重点取組事項）の実施状況

テーマ

「ユニバーサルデザインの考え方に基づいた情報提供等について」

1 「案内表示による情報提供に関する調査票」に基づく調査結果について

○案内表示の設置状況について

対象局	箇所数	内訳
創造都市推進局	26	産業振興課（ウェルぱる高松事務局） 農林水産課（高松市香川町浅野地区集落研修センターほか11か所） 土地改良課（一宮新池農村公園） 競輪場事業課（高松競輪場） 市場管理課（高松市中央卸売市場ほか1か所） 観光交流課（男木島灯台資料館ほか1か所） 文化芸術振興課（高松市瓦町アートステーション） 文化財課（高松市石の民俗資料館ほか3か所） 美術館美術課（高松市美術館ほか1か所）

2 実地監査を行った施設

令和5年8月に、高松市石の民俗資料館及び高松市香南歴史民俗郷土館において、9月に、高松競輪場及び高松市美術館において、それぞれ実地監査を行った。

場所や目的を分かりやすくするため、点字や外国語、床案内等を用いた案内表示を行っている。



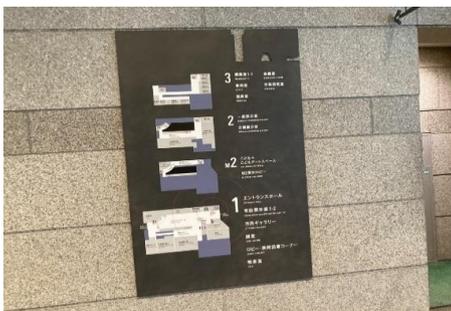
（高松市石の民俗資料館）



（高松市香南歴史民俗郷土館）



（高松競輪場）



（高松市美術館）

令和5年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和5年度の重点取組事項

ユニバーサルデザインの考え方に基づいた情報提供等について

本市においては、「高松市ユニバーサルデザイン基本指針」、「高松市ユニバーサルデザイン推進マニュアル」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めている。

基本指針では、取り組むべき分野を「ひとづくり」「情報・サービス」等の4つに分類しており、そのうち「情報・サービス」の分野では、「専門用語の使用を控え、相手の状況に合わせた親切で分かりやすい説明を心がける」とされ、誰にとってもわかりやすい情報提供をすることが求められている。

そこで、令和4年度は、本市が発行している印刷物や公共施設での案内表示等について、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが必要な情報をすぐに理解できるよう作成又は標示され、効果的・効率的に提供されているか等の観点から、監査を実施してきたが、2年で全局を一巡させることから、5年度においても、監査対象項目を精査した上で、引き続き、監査を実施する。

令和5年度高松市監査実施計画へのリンク

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/kansa.files/2023kansajissikeikaku.pdf>